

## 国民健康保険被保険者証の更新について

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035

### 【国民健康保険被保険者証が12月から切り替わります】

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、11月30日です。12月1日からの新しい被保険者証は、11月上旬から簡易書留郵便で順次お届けします。  
12月1日以降に75歳の誕生日を迎えるかたは、有効期限が誕生日の前日までとなります。75歳の誕生日からは、市からお送りする後期高齢者医療被保険者証をお使いください。退職者医療制度の適用は、退職被保険者（被保険者証に「退本人」または「退扶養」の表示のあるかた）が65歳となる月の月末までです。（ただし、「退本人」表示のかたの適用が終了する場合、「退扶養」表示のかたは65歳未満でも本人と同じ日付で終了となります。）現在の被保険者証が「退本人」「退扶養」表示で、平成24年12月1日までに適用が終了するかたの被保険者証は、「一般」表示でお送りします。

### 【重複加入や加入もれはありませんか】

国民健康保険にご加入のかたが、他の健康保険へ加入されたときなどは、国民健康保険から脱退する届け出が必要です。届け出がない場合は、保険料の重複が生じたり、国民健康保険被保険者証を提示して医療機関で受診された際の医療費の返還を求められることがありますのでご注意ください。

また、現在芦屋市に在住し他の健康保険に加入していないかたは、国民健康保険への加入が義務づけられています。速やかに加入の届け出をしてください。

### 【こんなときには、14日以内の届け出を】

	こんなとき	必要なもの（共通）	個別に必要なもの
脱退	芦屋市から転出するとき	・印鑑 ・被保険者証（カード） ・高齢受給者証（70歳から74歳までのかた）	在学証明書または学生証の写し（就学のため芦屋市を離れるかた）
	他の健康保険へ加入したとき	・印鑑 ・年金証書（60歳から64歳までのかた）	他の健康保険の被保険者証（脱退されるかた全員分）
加入	芦屋市に転入したとき	・印鑑 ・年金証書（60歳から64歳までのかた）	
	他の健康保険を脱退したとき		健康保険資格喪失証明書

### 【ジェネリック医薬品希望カードをご利用ください】

ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきたお薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格のお薬です。ジェネリック医薬品を希望される場合は、このたびお送りする被保険者証に同封しているジェネリック医薬品希望カードをかかりつけの医師や薬局の薬剤師に提示し、ご相談ください。

また、ジェネリック医薬品への切り替えによるお薬代の軽減効果の大きいかたを対象に、軽減効果の通知をお送りしますので、ご利用ください。

### 国民健康保険被保険者証に替えて短期被保険者証等を交付します

国民健康保険料の負担の公平を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、納期限後1年を経過してもなお保険料に未納のあるかたには、被保険者証に替えて、短期被保険者証（4カ月の有効期限）や被保険者資格証明書（医療費全額自己負担後、一定割合を償還払い）を交付することになります。対象のかたには、個別にご案内しますのでご確認ください。

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2226（納付に関すること）

## 健康自立度に関する調査にご協力ください

介護予防のための「健康自立度に関する調査票」を郵送しますので、回答にご協力をお願いします。

- 対象 要介護認定を受けていない65歳以上のかた
  - 調査票の発送日 11月2日（金）
- ※発送する地域は、朝日ヶ丘小学校区・山平小学校区（旧三条小学校区を除く）・宮川小学校区・打出浜小学校区・潮見小学校区です。

回答方法は、同封の返信用封筒で返送をお願いします。期日までにご返送いただいたかたには、約2カ月後に「結果アドバイス票」を送付します。

問い合わせ 高年福祉課介護保険担当 ☎38-2024

## 夜間（17：00～9：00）水道修理事当番表【11月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。

店名	TEL	当番日
(株)大阪商会	22-4446	1、14、20、26
西園設備工業所	22-6900	2、7、21、27
前忠工業(株)	31-8548	3、9、15、28
(資)神明商会	22-3565	4、16、22、24
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、23、29
原田商会	22-0706	6、10、12、18、30
越智商会	22-3708	8、13、19、25

夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

## 障がい児 年末のつどい

日時 12月15日（土）午後2時～4時  
会場 保健福祉センター（多目的ホール）  
内容 輝（きらら）によるミュージカル・合唱等  
申し込み 11月30日（金）までに下記へ



駐車場に限りがありますので、当日はなるべく公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043 / ☎38-2178

## こどもフェスティバル

日時 11月17日（土）午後1時～3時30分 雨天決行  
会場 体育館・青少年センター（土足厳禁・上履き可）  
内容 ステージ・遊び場ブースほか  
対象 乳幼児



公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

## 11月9日は「119番の日」

【いざというときの備えが大切】

電話機のそばに自宅の場所や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、落ち着いて正確な通報ができるよう心がけてください。【119番の正しい利用の仕方】

最初に、火事か救急の別をはっきりと「火事です。」または「救急です。」とはっきり伝えてください。発生場所の情報は的確に住所は正しく、目印になるビルや公園などの目標物を伝えてください。火事・事故等の状況 火事・事故等の状況を正確に伝えてください。通報者の氏名・連絡先を明確に「私の名前は、です。」「電話番号は、です。」と伝えてください。【携帯電話での119番通報】

市内から携帯電話で119番をすると芦屋市消防本部につながります。ただし、市域では、アンテナ設置位置の関係で他都市に入る場合があります。携帯電話で119番をするときは、必ず災害場所の市町名を伝えてください。【Eメール119番通報】

「Eメール119番通報」は、市内在住・在学・在勤の聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に消防本部への利用登録が必要です。

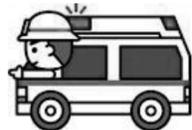
通報は、市内（例外：隣接市境界付近で芦屋市かどうか不明な場合）での火災・救急その他の災害等に限りです。他市での通報には利用できません。「Eメール119番通報」は、緊急通報用システムのため、一般の問い合わせ等には利用できません。

問い合わせ 消防本部警防課通信担当 ☎32-2345

## 10月から外科系救急を始めました

当院では10月から従来の内科二次救急・小児二次救急に加え、毎週火曜日および第3木曜日の時間外において外科系救急を始めました。

外科系救急では当院の外科医または整形外科医が診察にあたり、これまで時間外ではお受けすることができなかった救急要請についても広くお応えできる体制を整えました。（ただし、夜間においては麻酔科医が不在であるため緊急手術等の対応はお受けできません。）



問い合わせ 芦屋病院 ☎31-2156

## 平成25年度 保育所入所児童の受け付け

来年4月に保育所への入所を希望する児童の申し込みを受け付けます。

■対象 市内在住で保護者が就労等のため保育できない家庭の児童（平成19年4月2日～平成24年12月21日生まれの児童）平成24年12月22日から平成25年1月1日生まれの児童は、下記へご相談ください。

■申し込み 12月3日～21日 平日・執務時間内 下記へ 申込用紙は、11月5日（月）からこども課で配布します。市ホームページにも掲載しています。郵送での受け付けはできません。

\*平成25年2・3月入所希望のかたはなるべく4月入所と一緒に申し込みください。  
\*24年度と25年度の書類の内容が違います。  
\*書類不備の場合は受け付けができません。

問い合わせ こども課 ☎38-2045

## 教育委員会委員長に 宇佐見裕子氏就任

教育委員会では、10月5日に委員長選挙を行い、宇佐見裕子氏を選任しました。任期は、平成24年10月5日から平成25年9月30日までです。

### ◆プロフィール 宇佐見 裕子（うさみ ゆうこ）氏

兵庫県女性教育委員の会幹事  
平成21年10月1日から  
本市教育委員  
委員長は今回が1期目  
49歳・浜芦町在住



問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

## 通学区変更にとまなう 公立高等学校合同説明会

■日時 11月24日（土）正午開場  
【第1部】午後0時30分～（神戸北・長田・須磨東・洲本・御影）  
【第2部】午後1時40分～（舞子・伊川谷北・神戸・津名・東灘）  
【第3部】午後2時40分～（星陵・淡路三原・兵庫・伊川谷・夢野台）  
【第4部】午後3時40分～（市神港・神戸高塚・神戸鈴蘭台・市葺合）  
■会場 ルナ・ホール  
■内容 各高校教員による特色等の説明

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

## ◆芦屋市霊園の墓地使用者を募集◆

霊園墓地使用者を募集（1世帯1墓地）します。※詳細は、「墓地使用者募集案内」をご覧ください。

■募集期間 11月14日～12月13日 消印有効  
郵送のみ受け付け 1墓地に複数の申し込みがあった場合は公開抽選

■案内書・申込書配布 11月1日～12月13日の間に、環境課・ラポルテ市民サービスコーナーおよび霊園事務所の各窓口で配布します。（ただし、土・日曜日および祝日はラポルテ市民サービスコーナーのみ開設。ラポルテ市民サービスコーナーはラポルテ本館の休館日は休みです。）

■申込資格 【遺骨のあるかた】 次の - のすべての項目に当てはまり、お墓を主としてお祭りするかた（墳墓の祭祀を主宰するかたで、戸籍により確認できること）

平成23年11月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること）を有するかた（配偶者または血族一親等（実親・実子・養親・養子）の遺骨があり、次のいずれかに当てはまるかた（分骨による申し込みは認められません。）

現に遺骨を持っているかた（埋火葬許可証があること）  
ほかの墓地または納骨堂に遺骨があって、その遺骨を改葬するかた（改葬許可証がとれるかた）  
改葬許可証とは、すでに墓地または納骨堂にある遺骨全部を他の墓地に移す時に、墓地等の管理者の証明を得て、墓地等の所在する市町村長の許可を得た書類のことをいいます。

すでに、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと  
使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石等）を設置できるかた  
使用料を平成25年3月29日（金）までに一括納入できるかた

【遺骨のないかた】 次の - のすべての項目に当てはまり、お墓を主としてお祭りするかた（墳墓の祭祀を主宰するかたであることが必要）  
平成23年11月1日以前から引き続いて、芦屋市内に住所（住民登録をしていること）を有するかた

すでに、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと  
使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石等）を設置できるかた  
使用料を、平成25年3月29日（金）までに一括納入できるかた

### ■墓地募集区画数および使用料

種類	面積（㎡）	区画数	1㎡の当たりの使用料	使用料
再貸付墓地	1㎡～6㎡未満	9	75万円	75万円～375万円
	6㎡～12㎡未満	9	112万5千円	675万円
	12㎡以上	4	150万円	1,800万円～4,500万円
	芝生霊園（9㎡）	1	112万5千円	1,012万5千円

種類	面積（㎡）	区画数	1㎡の当たりの使用料	使用料
再貸付墓地	6㎡～12㎡未満	5	112万5千円	675万円～1,012万5千円
	12㎡以上	3	150万円	1,800万円～1,950万円
	芝生霊園（4.5㎡）	2	112万5千円	506万2,500円

■年間維持費 区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付

■使用の取り消し 使用許可後、1年以内に施設の使用設備（墓石等）をせられない場合等は、使用許可を取り消すことがあります。

（ご注意）市では、石材業者の指定はしておりません。また、石材業者等による申し込みの代行はできません。

問い合わせ 環境課 ☎38-3105（〒659-8501 住所不要）

## 今夏の節電対策について

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

今夏、本市では、これまで以上の節電対策に取り組んでまいりました。主な取り組み内容と電力消費状況は次のとおりです。

【主な取り組み】  
市役所本庁舎の閉庁（8月13日～15日まで）  
ノーマル作業の徹底（毎週水曜日・金曜日の午後6時～宵消灯）  
更なる庁内照明の間引き



芦屋市役所

【本庁舎の電力消費状況】  
平成22年7月～9月 605,279 k w  
平成23年7月～9月 541,712 k w（対22年 10.5%節電）  
平成24年7月～9月 482,111 k w（対22年 20.3%節電）

【お盆の閉庁について】  
閉庁した8月13日～15日は、昨年8月の平日の平均電力消費量に比べ、52.7%の節電効果がありました。

【閉庁についていただいた主なご意見】  
お盆にしか市役所へ行けない市民のごも考えてほしい。休日でもないのに休むのはおかししい。閉電の電力需給状況からは閉庁までする必要はないはずだ。時節がら仕方がないと思う。

このほかにもご意見をいただきましたので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。（いただいたご意見は、市ホームページに掲載しています。）  
また、節電対策は引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 水道事業経営審議会の 市民委員を募集

本市の水道事業経営について、市民の皆さんの意見を反映するため、「水道事業経営審議会」の市民委員を募集します。

■対象 市内在住の満20歳以上（11月1日現在）のかた・2人以内  
■活動内容 平成25年2月～10月の間に約6回開催する会議（1回の会議は約2時間）に出席  
開催日時は委員会決定

■報酬 11,200円（所得税込）/1日  
■応募方法 住所・氏名・生年月日・電話番号を記入の上、「芦屋市の水道について」に関する作文（800字程度・書式自由）を添えて、郵送またはファクスで11月15日（木）消印有効までに下記へ

提出書類は返却しませんので、ご了承ください。選考委員会を開催し決定

問い合わせ 水道管理課 ☎38-2080 / ☎38-2165（〒659-8501 住所不要）

## あしや市民活動センター移転に伴う 意見交換会のご案内

平成25年4月に移転する予定の、「あしや市民活動センター」に関する条例改正などについて、ご意見をお聞かせください。「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」第7条第5項に規定する市民参画の手続きとして開催します。

■日時 11月7日（水）午後10時～正午  
■会場 あしや市民活動センター  
■申し込み 電話またはファクスで所属団体・氏名・連絡先を記入し、11月6日（火）までに下記へ  
当日参加のかたは直接会場へ



問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007 / ☎38-2004